

## I-7 利用者負担 素案

### 【表題】 利用者負担について

### 【結論】

○他の者との平等の観点から、食材費や光熱水費など誰もが支払う費用は負担をすべきであるが、障害に伴う必要な支援は無料とすべきである。その際、障害に伴う必要な支援とは、主に以下の6つの分野に整理することができる。

①相談や制度利用のための支援

②コミュニケーションのための支援

③日常生活を送るための支援や補装具の支給

④社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動支援を含む)

⑤労働・雇用の支援

⑥医療・リハビリテーションの支援

### 【説明】

#### (1) 利用者負担の問題点

同年代の障害のない人は、食事・排泄・移動・コミュニケーションなど人として生きるための基礎的な生活行為を自らの意思でおこなえるが、身体もしくは

せいしんめん きのう しょうがい ひと せいかつこうい こんなん したが  
は精神面での機能の障害のある人たちは、そうした生活行為が困難になる。従っ  
て、こうした行為への支援に係って障害のある人に負担を課すことは、障害の  
ない人との間に新たな格差と差別を生むことになる。

こうろうしょう さくせい しりょう しょうがいふくしきーび すりようしゃ ひかぜい  
また、厚労省の作成した資料によると障害福祉サービス利用者のうち非課税  
と生活保護の低所得世帯が86.3%と約9割に上り、こうした世帯にとって、生き  
るために不可欠な支援への利用料は大きな負担になっている。

いじょう しょうがい しょう しゃかいせいかつじょう こんなん けいげん しょう  
以上のことから、障害によって生じる社会生活上の困難を軽減する支援は、  
しゃかい せきにん にな  
社会が責任を担うべきである。

ていど ふたん かた えんりよ しょうもん もと いけん  
「ある程度の負担があった方が、遠慮せずに支援を求めやすい」という意見も  
あるが、それはそもそも支援に対する報酬（公費）が抑えられたことが背景に  
あり、必要十分な支給量や報酬が得られれば、「支援をお願いしている」という  
えんりよ かいしょう  
遠慮は解消される。

## (2) 利用者負担に対する負担軽減策の効果と問題点

じりつしょうほうじつし ねんど だんかい ふくしきーびす りよう ざいたくしゃ  
自立支援法実施の2006年度の段階では、福祉サービスを利用する在宅者のうち  
52.2%の人が課税世帯とされ、生じた応益負担の全額の負担を課せられた。その  
よういん しょうにゅうにんてい たいしょう どうきよせたい しょうにゅう じさん ふく  
要因は、収入認定の対象に同居世帯の収入・資産が含まれたためであった。その後、  
ふたんけいげんさく こうか しょうにゅうにんてい じさんようけん きじゆん みなお どうきよかぞく じよ  
負担軽減策の効果は、収入認定ならびに資産要件の基準の見直し(同居家族の除

外)によってその対象が増えたが、その一方で、グループホーム・ケアホーム入居者は、個別減免が優先され、負担軽減策の対象外とされたため、在宅者との間で負担の格差が生じた。

2010年4月から自立支援給付については、非課税世帯の負担上限額はゼロ円となったため、非課税世帯の負担は大幅に軽減された。しかし課税世帯でも、月額上限37,200円の負担能力を有する人ばかりではなく、中でも障害児のいる世帯は、親が若年であることから収入が相対的に低い等の現状がある。

また自立支援医療や補装具には適用されなかったため、応益負担の問題は改善されなかった。さらに、地域生活支援事業には、非課税世帯でありながら利用料負担が課せられる現状が残されている。

### (3) 障害に伴う必要な支援

以上のことを踏まえ、結論に記した障害に伴う必要な支援について、具体的に説明する。

① 相談や制度利用のための支援～自らの希望と最適な選択を尊重するために障害

に配慮した相談支援は、公的な支援とし無料とすべきである。

② コミュニケーションのための支援～手話、点字、指点字等のほか、自閉症等の人

の良好なコミュニケーションに必要なイヤーマフや会話補助用機器(パソコンや携

たいでんわ でのんしきき りよう こみゆにけーしょんきき にもじょうせいかつようぐ  
携帯電話などの電子機器を利用したコミュニケーション機器)なども、日常生活用具

にふく むりよう  
に含め、無料とすべきである。

③ にもじょうせいかつ おく しえん ほそうぐ しきゆう しょくじ はいせつ しんたいきのう しょうがい  
日常生活を送るための支援や補装具の支給～食事や排泄、身体機能の障害を

けいげん ぎし ほそうぐ しょうがい はいりよ じゅうたくかいしゅう こうじとう  
軽減するための義肢・補装具や、障害に配慮した住宅改修工事等についても

こうてき しえん むりよう  
公的な支援とし、無料とすべきである。

④ しゃかいせいかつ かつどう おく しえん あくせす いどうしえん ふく いどうしえん  
社会生活・活動を送るための支援(アクセス・移動支援を含む)～とくに移動支援

かわ しえんしゃ こうつうひ にゅうじょうりょうどう こうてき しえん  
に係る支援者の交通費・入場料等を公的に支援すべきである。

⑤ ろうどう こよう しえん ろうどう こよう つ ひつよう ごうりてきはいりよ かんきょうせいび  
労働・雇用の支援～労働・雇用に就くために必要な合理的配慮としての環境整備

じんてきしえん しょうがい とま ひつよう いどうしえん むりよう  
や人的支援、また障害に伴う必要な移動支援は無料とすべきである。

⑥ いりょう りはびりてーしょん しえん しょうがいにんてい ねんきんしんせい しんだんしよさくせい  
医療・リハビリテーションの支援～障害認定・年金申請のための診断書作成や、

しょうがい けいげん かいぜん ひつよう せんもんいりょう りはびりてーしょん いっぱんいりょう  
障害の軽減・改善のための必要な専門医療・リハビリテーションは、一般医療

せいど じゅうじつ ちいきか はか むりよう  
制度のもとで充実と地域化を図るとともに無料とすべきである。

しょうがいじにゅうしよせつ りよう ばあい がっこうそつぎょうごぐる ーぶ ほ ーむとう りよう  
なお障害児入所施設を利用する場合、学校卒業後グループホーム等を利用す

ばあい しょうがいき そねんきんみじゆきゆう さいみまん ばあい りようしやふたん  
る場合、障害基礎年金未受給(20歳未満)の場合などについても、利用者負担の

けいげん やちんじよせい とくれいとう どうにゅう けんとう  
軽減、家賃助成の特例等の導入を検討する。

#### (4) じつびふたん てきせつ すいじゆん かくほ 実費負担の適切な水準の確保

① つうしよせつとう しょくざいひ そうげいりようりょう  
通所施設等の食材費や送迎利用料

じりつしえんほうじつしとうじ きゅうしょく しょくざいひ じんけんひ ふく おおはば さくげん  
自立支援法実施当時、給食の食材費だけでなく人件費を含めて大幅な削減が

じつし つうしょしせつとう たがく りようしゃふたん しょう もんだい  
実施されたため、通所施設等では多額の利用者負担が生じるという問題があった。

しょくざいひ しょうがい ひと どうとう たちば けんり ほしょう かんてん りようしゃふたん  
食材費は、障害のない人と同等の立場・権利の保障という観点から利用者負担とす

だとう あわ じゅうぶん しょとくほしょう もと しょうがい おも  
ることは妥当だが、併せて十分な所得保障が求められる。ただし、障害が重く、

そしゃく えんげのうりよくとう いちじふ こんなん ばあい さいちようり ひつよう じんけんひ とくべつ げんりよう  
咀嚼・嚥下能力等が著しく困難である場合、再調理に必要な人件費や特別な原料

ざい かか ひよう ひつよう ばあい しょうがい とまな ひつよう  
(とろみ剤など)に係る費用を必要とする場合があるが、これは、障害に伴う必要な

しえん りようしゃふたん こうてき しえん  
支援として、利用者負担とせず公的に支援すべきである。

じつび ふたん けつせき ばあい きゃんせるりよう もんだい きゅうしょくひ  
実費負担では、欠席した場合のキャンセル料が問題となった。給食費の

きゃんせるりよう か じぎょうしょ おお しょくざいひ じんけんひ ふく  
キャンセル料を課している事業所は多くあり、しかも食材費だけでなく人件費も含め

きゃんせるりよう ちょうしゅう じぎょうしゃ そんざい いんすたんとらーめん  
たキャンセル料を徴収している事業者が存在した。またインスタントラーメンのお

ゆだい ちょうしゅう じぎょうしゃ  
湯代を徴収している事業者もあった。

そうげいりようりよう ちょうしゅう ごうりてきはいりよ かんが かた そうげい しょうがい とまな  
さらに送迎利用料の徴収については、合理的配慮の考え方から送迎は障害に伴

しえん りようりよう ちょうしゅう こうてき しえん そうげいりようりよう  
う支援であり、利用料を徴収すべきではなく、公的に支援すべきである。送迎利用料

きゃんせるりよう ちょうしゅう じぎょうしゃ ろんがい  
のキャンセル料を徴収している事業者がいるが、これは論外である。

ふたん かた すいじゆん てきせつ いな ほんだん きじゆん もう  
こうした負担のあり方と水準が適切であるか否かを判断するための基準を設ける

ひつよう  
必要がある。

## ②が い ど へ る ば こうつうひ ガイドヘルパーの交通費

が い ど へ る ば りよう さい へ る ば にゅうじようりよう こうつうひ けいひ りようしゃ  
ガイドヘルパー利用の際、ヘルパーの入場料や交通費などの経費を利用者

本人が負担しているが、ガイドヘルパーの交通費はサービスにかかる経費として報酬単価に位置づけ、障害に伴う必要な支援として公的に保障されるべきである。

### ③グループホーム等の費用

グループホーム等の食費・光熱水費の利用者負担は必要となるが、家賃加え応益負担が生じてしまうことで、一般就労者や失業直後の人などで入居が必要な人が利用しにくいという問題が生じた。グループホーム等の応益負担を廃止すると同時に、実費負担の軽減策や本人に対する所得保障の充実を検討する。

【表題】 自立支援医療の利用者負担について

【結論】

○自立支援医療制度の利用者負担をなくす。

○障害者総合福祉法実施以前にも低所得者の無料を実現する。

【説明】

自立支援医療の利用者負担については、医療合同作業チームでの意見は無料と応能負担とに分かれたが、福祉サービスを含む全体的な利用者負担と同様の提案とする。その理由は、現在の自立支援法の下でも軽減策によって福祉サービスに係る低所得者の利用料がほとんど無料になっているのに対し自立支援医療は負担が大きくなっていること、また自立支援医療のうち多くは精神障害者の通院公費である

ことから精神障害と知的・身体障害の間の格差が残されていること等が挙げられる。

なおこれは障害者の医療費を無料に、というのではなく、障害に伴う医療費の

自己負担を無料に、というものである。

【「Ⅲ関連する他の法律との関係」に移すもの】

【表題】障害者の医療費公費負担制度の見直しについて

○障害者の医療費公費負担制度の見直しについては、自立支援医療制度、特定

疾患治療研究事業、小児慢性特定疾患治療研究事業、高額療養費制度、都道府県

の重度心身障害児者医療費助成制度などを総合的に検討する。

